

# Newsletter

March 2015

Volume 4 Issue 1

## 目次

### 商標

- [コロンビア](#)
- [イギリス](#)

### 権利行使

- [トルコ](#)
- [カナダ](#)

### 著作権

- [ペルー](#)

## グローバル知的財産・情報通信 ニューズレター

### 商標

#### 【コロンビア】色彩商標の登録が初めて認められる

コロンビア商工監督局（Superintendence of Industry and Trade, SIC）が色彩商標の登録を認めた初めての判断につき、同局の工業所有権副局長（Deputy Superintendence for Industrial Property）がこれを支持する決定を下した。アンデス共同体の知的財産に関する法令は識別力のある視覚的表示が可能な標識について商標権を認めているが、色彩商標については一定の輪郭内に適用されていない場合は除外されている。

コロンビア商工監督局は、Pantone 183Cのピンク色は特定の企業が製造するりんご味の炭酸飲料を識別する力を有していると考えた。さらに同局の副局長は、同ピンク色はりんごの本来の色や抽出物の色とは異なる任意の色であるため、出願された標識は記述的でも一般的でもなく、機能的かつ技術的な効果も有しないと指摘した。出願人が1954年から続けてきた経済努力と広告努力によって、消費者は本件色彩商標と出願人の炭酸飲料とを強く結び付けて認識しているということを示したマーケティングリサーチの結果は最終的に認められた。

本決定は、企業が伝統的な標章以外の標章（色彩、音、におい、感触、動き等）に係る排他的な権利を得る可能性を示すものである。もっとも、本決定は、出願人が色彩の輪郭について排他的権利を主張しないことを明確にし、色彩のみについて排他的権利を主張したことに言及しつつ、点線で囲まれた色彩について商標登録を付与したため、その法令解釈が議論を呼んでいる。

#### 【イギリス】英国控訴院、著名人の画像を衣服に無断使用する行為が詐称通用にあたる場合があると判示

英国控訴院（Court of Appeal）は、著名人の画像が無断使用されたTシャツの販売は詐称通用（passing off）にあたるとする英国高等法院（High Court）の判断を支持する決定を下した。本事案は歌手のリアーナ（Rihanna）の画像の商業的使用が問題となった事案で、英国において著名人側の詐称通用の主張が認められた初めての事案である。

英国高等法院は早くから、リアーナが自己の画像について営業権（goodwill）を有していることを認めたとうえで、リアーナの画像を使用したTシャツを販売していたトップショップ（Topshop）は、リアーナとトップショップの間に何らかの関連があり、リアーナが同Tシャツの販売を承認しているかのような誤解を消費者に対し与えていると判断していた。そして同Tシャツはリアーナのファッション分野における物品販売事業での損失とリアーナの評価に

関するコントロールの喪失をもたらさうるものであり、リアーナの画像の無断使用は顧客による同 T シャツの購買を促進させていると結論づけた。

英国高等法院の上記判断にも関わらず、英国控訴院は英国法において肖像権という概念は存在しないため、著名な個人は常に肖像権侵害ではなく詐称通用のような他の請求原因に依拠せざるを得ないと繰り返した。

[最初のページに戻る](#)

## 権利行使

### 【トルコ】ホスティングプロバイダー、オンライン上での模倣品の販売に関する商標権侵害につき責任を負う

2015年1月15日、トルコの最高裁判所はホスティングプロバイダーがオンライン上の模倣品販売による商標権侵害につき責任を負うと判示した。本件は化粧品会社がトルコのオークションサイトに対して同サイトでの模倣品の販売が商標権侵害にあたるとして提起した訴訟に端を発する。ホスティングプロバイダー側は、同社が自ら製品を検査することができず、また同サイトは安全な支払環境をユーザーに提供するための中間的なプラットフォームに過ぎないとして商標権侵害の責任を負わないと主張した。第一審はかかる主張を容れたが、上訴審において最高裁は第一審の判断を覆してホスティングプロバイダー（オークションサイト）の責任を認め、本件を第一審に差し戻した。

差戻審は、この論点に関してトルコ法に類似する EU 規則や欧州連合司法裁判所（Court of Justice of the European Union）の判例に依拠し、原告（化粧品会社）が本件訴訟を提起する前に Notice & Takedown に従った通知をしなかったことを理由にホスティングプロバイダー側の責任を否定した。しかし最高裁はこの点についても意見を異にし、ホスティングプロバイダーが模倣品に気づいた時点で責任を負うとの判断を示した。最高裁は、二度にわたって下級審の判断を覆すにあたり、商標権者（化粧品会社）のホスティングプロバイダーに対する提訴が通知の要件を満たすと考えたのである。結果として、差戻審は類似した EU 規則を類推して判断する必要はなかったということになる。

ホスティングプロバイダーが訴訟提起という方法で通知を受けたにもかかわらず、模倣品を販売するためのプラットフォームの提供を継続すれば、実質的に侵害に加担していたとみなされ、侵害者と共同して責任を負うおそれがあるため、注意を要する。

### 【カナダ】オンライン上の著作権侵害を防止するための "Notice and Notice" 制度

カナダ著作権法の "Notice and Notice" 条項が 2015 年 1 月 2 日に発効した。新制度のもとでは、侵害を主張する通知を著作権者から受領したインターネットサービスプロバイダー（ISPs）又はウェブサイト管理者は、同侵害に関係のあるユーザーに同通知を実行可能な限り早く転送し、その後転送について著作権者に知らせなければならない。またユーザーを識別するために 6 か月又は 12 か月間記録を保管しなければならない。

アメリカの "Notice and Takedown" 制度と異なり、カナダの新制度は主張されている侵害を構成する内容の削除やブロックをインターネットの仲介人に対して求めない。新制度に基づく義務を遵守しないインターネットサービスプロバイダー又はウェブサイト管理者は著作権者に対し \$5,000 から \$10,000 の間で裁判所が相当と認めた額の損害賠償責任を負う可能性がある。

本クライアントアラートに  
関するお問い合わせ先

高瀬 健作

パートナー

Tel 03 6271 9752

[kensaku.takase@bakermckenzie.com](mailto:kensaku.takase@bakermckenzie.com)

ベーカー&マッケンジー

法律事務所 (外国法共同事業)

〒106-0032

東京都港区六本木 1-9-10

アークヒルズ仙石山

森タワー28F

Tel 03 6271 9900

Fax 03 5549 7720

[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)

サーチエンジンプロバイダー（カナダ著作権法における情報検索ツール  
("information location tools")）は、異なるルールに服し、著作権侵害を主張  
する通知を転送することを義務付けられていない。しかし侵害を構成する内  
容が削除された後に、サーチエンジンプロバイダーが通知を受け取った場合  
には、30日以内にキャッシュをはじめとするあらゆる複製物を削除しなけれ  
ばならない。かかる義務を履行することにより、消極的な複製による著作権  
侵害に基づく責任を差止に限定しているカナダ著作権法の規定の効果を享受  
することができる。

[最初のページに戻る](#)

## 著作権

### 【ペルー】ペルー著作権法改正案が可決

2014年12月4日、ペルー著作権法の改正法が施行された。本改正は著作権の  
権利制限規定であるフェアユースの範囲を拡大するものである。具体的には  
教育目的の利用や図書館・公文書保管所における貸出サービスに関連して、  
新しい技術や現在の実務に対応することを目的としている。

[最初のページに戻る](#)